中間取りまとめ(概要)

平 成 2 7 年 6 月 食品用器具及び容器包装の 規制のあり方に係る検討会

食品用器具及び容器包装の規制に係る新たな制度設計等を検討するため「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を開催した。本検討会でPL制度の導入とその法制化を含めた制度のあり方を検討したが、PL制度の円滑な導入のためには、我が国における評価法や運用体制の整備、原材料等に関する幅広い情報収集が必要であるなど、環境整備が前提となる。また、法制化には課題も多くこれらの検討にも時間を要する。このため、PL制度の導入に向けて課題の整理や、当面、実施可能で重要と考えられる施策を取りまとめたので報告する。

経緯・背景

- ◆ 我が国の食品用器具及び容器包装については、安全性に懸念のある物質について規格基準を定めるという法規制に加え、業界の自主規制による安全性確保への貢献により、これまで大きな健康被害は発生していない。しかしながら、欧米等がポジティブリスト(PL)規制を導入する一方で我が国では導入していないため、外国で使用が認められていない化学物質が用いられても直ちに規制ができない。
- ◆ このため、欧米の規制の実態や我が国の業界団体が実施する自主管理の内容を調査検討し、食品用器具及び容器包装に使用される化学物質の管理 方法のあり方を検討した。

PL制度化への課題の整理

(1)リスク管理すべき化学物質

原材料に使用されている化学物質の種類、毒性等の情報については必ずしも網羅的に把握されていない。

(2)企業間における情報提供

原材料製造企業(川上企業)から製品製造企業 (川下企業)に対して使用した原材料等の情報が 適切に伝達される必要がある。

(3)事業者による適切な製造管理と実効的な履行 確保

原材料の安全性や化学物質の食品への移行量等を踏まえ、適切な製造管理を徹底することが必要である。また、行政等における実効的な履行確保が必要である。

課題への対応と検討の方向性

(1)リスク管理すべき化学物質

- ・業界の自主基準を含め化学物質の情報を幅広く収集・整理する。
- 科学的評価に必要なデータの範囲を検討する。
- 製品中の含有量から食品への移行量を把握する手法を検討する。

(2)企業間における情報提供

- ・企業秘密を守りながら、製品に使用されている化学物質の情報等が適切に伝達されるよう、原材料購入の際に情報の提供を含めた契約を結ぶ。
- ・原材料の安全性情報を伝達する方法として、業界の確認証明制度を活用した方策も考えられる。

(3)事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保

- ・行政が事業者が取り組むべき事項についてガイドラインを提示することが考えられる。
- ・最新かつ国際標準を踏まえた分析法の開発により効果的な検査を行う。
- ・輸入品についても実行的な履行確保が可能となる仕組みを検討する。

<u>(4)その他</u>

- ・各国のPL制度の状況、輸入品の取扱方法、食品用器具及び容器包装に係る実態等を把握する。
- ・PL制度を導入する場合には、企業秘密に配慮する。PLに収載されるまでの間、製品への使用ができないため、新製品の上市に支障を来たさないよう留意する。

当面の施策

食品用器具及び容器包装の科学的進歩に対応して、現状の規格基準の改定や、新たな合成樹脂の規格基準の検討を行うとともに、将来のPL制度の導入を見据え、以下の政策を進める。

- ◆ 事業者の自主的管理の推進を図るため、製造管理や情報伝達に関する自主管理ガイドラインの検討を行い、公表する。ガイドラインに業界の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめ、参考として添付する。
- ◆ リスク管理すべき化学物質の情報、各国の制度、事業者の実態等を把握し、整理する。
- ◆ 化学物質の食品への移行量の把握手法の開発や科学的評価に必要なデータ等について検討する。
- ◆ 汎用性が高い添加剤や、安全性が懸念される添加剤の一斉分析法の開発を進める。